

利用できるサービス

要介護1～5の方

介護サービス(居宅サービス)

居宅サービスには、自宅に来てもらって支援を受ける訪問介護サービスや、自宅から通って介護を受ける通所介護サービスなどがあります。

◆居宅で受けるサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排せつ等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

受けられるサービスの内容

〈身体介護〉

- 食事・排せつの介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い

〈生活援助〉

- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し



●サービス費用のめやす

■身体介護(20分以上30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	2,542円	255円

■生活援助(20分以上45分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	1,865円	187円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■乗車・降車等介助(1回)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	1,010円	101円

※移送にかかる費用は別途負担となります。

👉 以下のサービスは介護保険の対象とはなりません!

- ✕ 本人以外の家族のための家事
- ✕ 草むしりや花木の手入れ
- ✕ ペットの世話
- ✕ 洗車
- ✕ 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	13,191円	1,320円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,181円	319円

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,271円	328円

■病院または診療所から(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	2,771円	278円

◆施設に通って受けるサービス

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,757円	676円
要介護2	7,979円	798円
要介護3	9,243円	925円
要介護4	10,506円	1,051円
要介護5	11,789円	1,179円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	5,150円	515円

通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(所要時間7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,871円	788円
要介護2	9,327円	933円
要介護3	10,805円	1,081円
要介護4	12,550円	1,255円
要介護5	14,245円	1,425円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設（併設型・従来型個室）の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,228円	623円
要介護2	6,941円	695円
要介護3	7,695円	770円
要介護4	8,418円	842円
要介護5	9,131円	914円

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。

●サービス費用のめやす

介護老人保健施設（従来型個室）の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,733円	774円
要介護2	8,226円	823円
要介護3	8,873円	888円
要介護4	9,427円	943円
要介護5	9,972円	998円

◆施設入居者が受けるサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要介護・要支援状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。



●サービス費用のめやす (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	5,566円	557円
要介護2	6,254円	626円
要介護3	6,973円	698円
要介護4	7,640円	764円
要介護5	8,349円	835円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

共生型サービスとは？

「共生型サービス」は、障害福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象となった場合でも、これまでと同じ事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に受けられるようにするために設けられた制度です。障がいのある方が65歳以上になっても、引き続き同じ施設でサービスを受けられます。

要介護1～5の方

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは在宅介護が難しい場合に、施設に入所して受けるサービスです。

《生活全般での介護が必要な方》 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。



●サービス費用のめやす 多床室の場合 (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護3	7,517円	752円
要介護4	8,236円	824円
要介護5	8,945円	895円

《在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方》 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



●サービス費用のめやす 多床室の場合 (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,144円	815円
要介護2	8,657円	866円
要介護3	9,325円	933円
要介護4	9,869円	987円
要介護5	10,393円	1,040円

《長期的な療養と介護を一緒に受けたい方》 介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するための施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



●サービス費用のめやす 多床室の場合 (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,554円	856円
要介護2	9,684円	969円
要介護3	12,139円	1,214円
要介護4	13,176円	1,318円
要介護5	14,121円	1,413円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要支援1・2の方

介護予防サービス

要介護状態にならないようにするためのサービスで、利用者が自立した生活ができるように支援します。

◆居宅で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	8,919円	892円

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,157円	316円

■病院または診療所から(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	2,667円	267円

介護予防
訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,078円	308円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

■単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	5,150円	515円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

◆施設に通って受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	23,428円	2,343円
要支援2	43,675円	4,368円

介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	4,658円	466円
要支援2	5,795円	580円

介護予防短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。



●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	5,946円	595円
要支援2	7,456円	746円

◆施設入居者が受けるサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	1,879円	188円
要支援2	3,214円	322円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

●原則、他市区町村のサービスは利用できません。

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。



●サービス費用のめやす

単独型の場合（7時間以上8時間未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援1	8,894円	890円
要支援2	9,927円	993円
要介護1	10,268円	1,027円
要介護2	11,383円	1,139円
要介護3	12,499円	1,250円
要介護4	13,625円	1,363円
要介護5	14,740円	1,474円

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

※要支援1の方は利用できません。



●サービス費用のめやす

（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援2	7,815円	782円
要介護1	7,856円	786円
要介護2	8,226円	823円
要介護3	8,462円	847円
要介護4	8,637円	864円
要介護5	8,821円	883円

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援1	35,638円	3,564円
要支援2	72,020円	7,202円
要介護1	108,031円	10,804円
要介護2	158,772円	15,878円
要介護3	230,968円	23,097円
要介護4	254,913円	25,492円
要介護5	281,068円	28,107円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟にサービスが利用できるようになります。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	128,577円	12,858円
要介護2	179,896円	17,990円
要介護3	252,888円	25,289円
要介護4	286,822円	28,683円
要介護5	324,444円	32,445円

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

■基本夜間対応型訪問介護（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	10,305円	1,031円

■定期巡回サービス（1回につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	3,876円	388円

■随時訪問サービス（1回につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	5,908円	591円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。

●サービス費用のめやす

多床室の場合（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	6,162円	617円
要介護2	6,891円	690円
要介護3	7,651円	766円
要介護4	8,390円	839円
要介護5	9,109円	911円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	82,797円	8,280円
要介護2	129,343円	12,935円
要介護3	197,438円	19,744円
要介護4	243,390円	24,339円
要介護5	294,865円	29,487円

地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護に入居する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	5,607円	561円
要介護2	6,305円	631円
要介護3	7,034円	704円
要介護4	7,702円	771円
要介護5	8,421円	843円

地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、入浴や排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

（7時間以上8時間未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	7,733円	774円
要介護2	9,140円	914円
要介護3	10,598円	1,060円
要介護4	12,036円	1,204円
要介護5	13,474円	1,348円

要介護1～5の方

要支援1・2の方

福祉用具貸与・購入、住宅改修

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、自宅をバリアフリーに改修したりするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

★令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と購入の選択ができるようになりました。

●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

レンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

対象となる用具

○＝利用できる ×＝原則として利用できない

△＝尿のみを吸引するものはできる

・手すり(工事をとまなわないもの)
・スロープ(工事をとまなわないもの)
・歩行器・歩行補助つえ

・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具
・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)

・自動排泄処理装置

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○



特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

申請が必要です

入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて介護保険課窓口で申請することで、10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割～9割)が、あとから支給されます。

対象となる用具

●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具
●排泄予測支援機器



福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、費用の一部を住宅改修費として支給します。

対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※改修の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。

※新築工事や大規模改修とあわせての改修は対象なりません。



●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割～3割を利用者が負担します。

※介護保険証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が大きく上がった場合、再度支給を受けることができます。



介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャーなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。
- 必要に応じて複数の業者から見積りを取りましょう。より適切な改修を選択できます。

●手続きの流れ(償還払いの場合)※

ケアマネジャーまたは
地域包括支援センターに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

介護保険課へ事前申請

・書類の審査をしますので、少なくとも工事の10日前までに申請をお願いします。

工事の実施・完了／支払い(全額)

・市の承認決定を受けてから着工します。

介護保険課へ払い戻し(工事完了)の手続き

住宅改修費の支給(保険給付分)

事前申請に必要な書類

- 住宅改修費事前申請書
- 住宅所有者の承諾書
(住宅改修利用者と住宅所有者が異なる場合)
- 工事費内訳書(見積書)
- 住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーに作成を依頼します)
- 間取図(平面図)
- 改修部分の工事前の写真(日付入り)

提出に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 領収書の原本(被保険者本人の名前のもの)
- 工事費内訳書(請求書)
- 改修部分の工事前、工事後の写真(日付入り)

※住宅改修の施工事業者が受領委任払い登録事業者の場合は、被保険者の支払いを自己負担額のみ(1割、2割または3割)とすることもできます。ただし、給付制限を受けている方は対象外です。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、市が主体となって多様な介護予防と生活支援サービスを提供する事業です。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業

● 介護予防・生活支援サービス事業

生活支援サービスなど、利用者のニーズに合わせたさまざまなサービスが実施されます。NPO法人や一般企業、住民ボランティアなども協力して行われます。

対象者 ① 要支援1・2の方

（要介護に移行した方も、市が認めた場合は利用可）。

② 「基本チェックリスト」により該当した方。

利用料

原則として費用の1割～3割を負担します。また、要介護状態の区分により1か月あたりの上限額が決められています。



● 一般介護予防事業

要介護・要支援状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われるサービスです。高齢者自身も事業の担い手として参加することにより、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。

対象者 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方。

利用料 原則として利用者の負担はありません。



介護保険サービスに疑問や不満を感じたときは

介護保険サービスの内容や対応に疑問や不満があるときは、率直に事業所の担当者に話をしてみましょう。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してみるのもひとつの方法です。それでも解決しない場合には、市の介護保険課窓口にご相談ください。

《介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用》

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

[1] 訪問型サービス

① 訪問介護相当サービス

介護保険事業所の専門職が提供するサービス。食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

② 訪問型サービス A（基準緩和）

NPO、民間事業者等で一定の研修受講者等が提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助のみを行います。

③ 訪問型サービス B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。掃除・洗濯・調理などの生活援助や、安否確認等のサービスも行います。

[2] 通所型サービス

① 通所介護相当サービス

介護保険事業所において、専門職が提供するサービス。身体介護や生活援助を行います。

② 通所型サービス A（基準緩和）

介護保険事業所において、一定の研修受講者等が提供するサービス。生活援助や体操などのレクリエーションを実施します。

③ 通所型サービス B（住民主体）

主にボランティア中心で提供するサービス。ボランティア団体が活動する場所で、ミニデイサービス等を行います（送迎はありません）。

④ 通所型サービス C

保健・医療の専門職による短期間（3か月程度）で行われるサービス。日常生活動作等の向上を図ります。

● 利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

週1回程度	1,226円
週2回程度	2,448円
週2回程度を超える	3,884円

※週2回程度以上は要支援2の方のみ

● 利用者負担（1割）のめやす

（1回あたり[月上限8回]）

20分未満	100円
20分以上45分未満	150円
45分以上	200円

● 利用者負担のめやす

各団体の設定する実費負担分

● 利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

事業対象者・要支援1	1,847円
要支援2	3,719円

● 利用者負担（1割）のめやす

（1回あたり[月上限8回]）

1回	300円
----	------

● 利用者負担のめやす

各団体の設定する実費負担分

● 利用者負担のめやす

費用負担なし

《事業内容の例》

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

